

令和7年度京都府民の意識調査業務 仕様書

1 目 的

京都府総合計画に掲げた数値目標の一部など、既存の統計資料では測定できない府民の生活実感に関するものについて、その実態を調査し、分析・評価することによって目標の進捗管理を行うとともに、府政運営の方向性が府民意識とかけ離れたものになっていないかについて点検することにより、その結果を今後の府政運営の基礎資料として活用することを目的とする。

2 調査の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 調査地域 | 京都府全域 |
| (2) 調査対象 | 府内在住の満 18 歳以上の府民 |
| (3) 標 本 数 | 5,000 人 |
| (4) 標本抽出法 | 市町村ごとに住民基本台帳から層化二段無作為抽出
(性別・年齢の 2 階層考慮) |
| (5) 調査方法 | 調査票を郵送し、回答は回答者が郵送か W E B かを選択 (お礼状兼督促状の 1 回の送付を含む) |
| (6) 調査項目 | 60 項目程度 (属性に関する質問を除く。) |
| (7) 調査時期 | 令和 7 年 6 月上旬～下旬 |
| (8) 中間報告 | 令和 7 年 7 月 4 日 (金) |
| (9) 履行期限 | 令和 7 年 7 月 1 8 日 (金) |

3 業務内容

- (1) 調査に関する京都府との打ち合わせ
- (2) 標本数の算定業務
 - ・ 標本総数は 5,000 人とする
 - ・ 18 歳以上人口により、3,000 人を令和 2 年国勢調査による京都府の人口構成に比例するよう全市町村に配分した上で、8 地域 (丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市域、乙訓地域、学研都市地域、山城北地域、相楽東部地域) それぞれで、標準誤差 7 % 以内、信頼区間 95 % を目標として、前回の調査結果 (調査票回収数等) をもとに必要追加配分数を算定
- (3) 調査票配布数の割り振り業務
 - 令和 2 年国勢調査による京都府の人口構成に比例するよう市区町村ごとに、年齢層別、男女別に 5,000 人に収まるよう配布数を割り振る
 - ただし、前回調査の回収率を参考に、回収数が 0 となる区分が出ないように考慮すること
- (4) 調査標本の抽出関係業務
 - 府内各市区町村役所における標本抽出作業及びそのための事前調整
- (5) 調査に必要な諸表の調製・印刷及び発送業務

- 調査票、及び封筒（往復）の調製・印刷、調査票の発送及び受領
- (6) インターネットによる回答に関する業務
インターネット回答用ページ及び回答方法の説明文書の調製
- (7) お礼状兼督促状の調製・発送
お礼状兼督促状はがきの調製・印刷・発送業務
- (8) 調査の実施及び集計関係業務
データ入力（自由記載欄含む）、結果分析
- (9) 調査の結果報告に関する業務
報告書の作成、印刷、提出
- (10) (1) から (9) までの業務を行うために必要な業務

4 業務実施に当たっての留意事項

(1) 総則

ア 業務体制

- ・ 連絡・調整に当たる担当者を1名選任すること。
- ・ 対外的な業務（調査標本の抽出ほか）については、京都府として行うものとなるため、責任と自覚を持って行うことができる者を選任すること。
- ・ 業務の遂行状況について、京都府の求めがあった場合は、速やかに報告すること。

イ 企画

- ・ 標本設計、標本数の算定、調査票配布数の割り振り業務など、統計調査に関する専門的知見による提案や意見を求める場合があるので、この場合は対応すること。
- ・ 質問項目及び調査票は、京都府において作成する。

ウ その他

- ・ 本業務の成果に係る所有権はじめ著作権その他一切の権利は、京都府に帰属する。
- ・ 契約書及び仕様書に定めのない事項及び細部の業務内容等については、京都府と協議して決定すること。

(2) 標本数の算定業務

ア 標本設計

- ・ 母集団は、令和2年国勢調査の結果に準拠する
- ・ 目標精度は、府全体で標準誤差3%以内、信頼区間95%、8地域（丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市域、乙訓地域、学研都市地域、山城北地域、相楽東部地域）それぞれで、標準誤差7%以内、信頼区間95%とする

イ 算定に必要なデータ

- ・ 令和2年国勢調査の結果から算出すること
- ・ 前回調査に関するデータは、京都府が提供する

(3) 調査票配布数の割り振り業務

ア 年齢層について

- ・ 18歳～19歳、以降は5歳区切りとする

イ 算定に必要なデータ

- ・ 令和2年国勢調査の結果から算出すること
- ・ 前回調査の配布数は京都府が提供する

(4) 調査標本の抽出関係業務

ア 協力依頼

- ・ 京都府が、事前に各市町村の住民基本台帳担当課長宛に協力を依頼する。抽出業務の調整及び実施に当たっては、この旨、担当窓口で申し出ること。

イ 抽出

- ・ 標本数は、統計的手法を用いて厳格に抽出することとし、作業従事者の恣意によらないよう留意すること。

ウ その他

- ・ 標本の抽出に当たっては指定された属性の者を正確に抽出すること。
- ・ 住所（マンション、アパート名等含む）及び氏名の転記、印刷等に当たっては、誤記のないように充分留意すること。

(5) 調査に必要な諸表の調製・印刷及び発送業務

ア 規格・レイアウト

〔調査票〕

- ・ 調査票の規格は、A4・中とじ（A3サイズを中折）・全10頁程度、紙質は読み書きしやすく折り込みやすいもの（重量は50g程度）とし、事前に京都府と協議すること。
- ・ 調査票の原稿は、京都府が作成する。ただし、レイアウト・字体・配字について、回答者が読みやすいように修正することを妨げない。この場合については、その修正内容について、事前に京都府と調整すること。

〔封筒〕

- ・ 往信用封筒は白色の角2封筒を受託者で準備して使用すること。
- ・ 返信用封筒は長形3号とし、京都府が提供するものを使用すること。
- ・ 往診用封筒は京都府が指定するデザインをカラー印刷すること。デザインは京都府が作成する。ただし、レイアウト・字体・配字について、回答者が分かりやすいように修正することを妨げない。
- ・ 本調査に使用する封筒には、往信用・返信用のいずれにも京都府が指示する文言（「京都府民の意識調査」である旨、発信元等を明示するもの）及び宛名を印刷により記載すること。また、返信用の宛先は受託者としてすること。
- ・ 宛名等の転記、印刷等に当たっては、誤記のないように充分留意すること。

イ 発送等

- ・ 往信については、調査票、返信用封筒、インターネット回答用説明文書を同封すること。
- ・ 郵送料は、往信は料金後納、返信は受取人払とすること。なお、迅速・確実な配達を確保できることを京都府が確認した場合は、その信書便を使用することを妨げない。

- ・ 信書便を活用して発送した場合に宛先不明で返ってきたときは、再度、郵送により発送する等、回答率を高める工夫をすること。
- ・ 未達分（送付先の住所に宛名がない等）の返送について、未達分を受託者が受領すること。（京都府あてに返送がないようにすること。）

（６）インターネットによる回答に関する業務

ア インターネット回答用ページ

- ・ 紙調査票と同内容のインターネットページを作成すること。なお、作成にあたっては、京都府の校正を受けることとする。
- ・ サーバー等を準備し、パソコンの他に、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるようにすること。
- ・ 回答にあたっては、回答途中で一時保存ができるようにすること。
- ・ 紙調査票にＩＤ等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送回答とインターネット回答による同一人からの重複回答の有無を識別し、同一者からの回答が重複した場合には、京都府との協議によりいずれか一方を有効な回答として取り扱うこと。なお、ＩＤ等のナンバーの一覧を作成する場合は、調査対象者名簿とは別の一覧として作成し、ＩＤ等のナンバーと調査対象者名簿を紐づけて、調査対象者の特定を行わないようにすること。

イ 説明文書

- ・ インターネットによる回答の仕方を説明する文書を作成し、専用ページのＵＲＬを二次元コード化して掲載の上、調査票とともに郵送すること。なお、説明文書の印刷開始前に、京都府の校正を受けることとする。

ウ セキュリティ確保

- ・ セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェアへの感染を防止すること。
- ・ 複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。

（７）お礼状兼督促状の調製・発送

ア 規格・レイアウト

- ・ はがきサイズとし、紙質は丈夫で読みやすいものとする。
- ・ お礼状兼督促状の原稿は、京都府が作成する。ただし、レイアウト・字体・配字について、回答者が読みやすいように修正することを妨げない。この場合については、その修正内容について、事前に京都府と調整すること。
- ・ お礼状兼督促状には京都府が指示する文言（「京都府民の意識調査」に関するものである旨、発信元等を明示するもの）及び宛名を印刷により記載すること。

イ 発送等

- ・ 調査票の発送から一定期間経過後に発送すること。（時期は京都府と協議すること。）

（８）調査の実施及び集計・分析関係業務

ア 単純集計

- ・ 令和２年国勢調査の人口構成（市町村別、性別、年齢階層別）に比例するように回収数に対して補正を行ったうえで、集計を行うこと。

イ 属性別の集計

- ・ 令和2年国勢調査の人口構成（市町村別、性別、年齢階層別）に比例するように回収数に対して補正を行ったうえで、各質問項目（属性に関する質問項目を除く。）について、全体、性別、年齢層別、居住地域別（広域振興局別）の集計を行うこと。
- ・ 全ての質問項目について、郵送回答とインターネット回答結果を事後に比較できるように回答方法別に集計結果の内訳を記載すること。
- ・ 属性別集計の結果に基づき、全体と比較して15ポイント以上差異のある項目については、別途グラフを作成すること。

ウ 経年比較

- ・ 各質問項目について、本調査結果に加え、過去3回分の調査結果を比較できるグラフを作成すること。なお、過去の調査結果は、京都府が提供する。

エ 相関性の検証

- ・ 京都府が選定する質問項目（3～4項目）とその他の項目について、相関性の検証を行うこと。

オ 自由記載のデータ化

- ・ 自由記載欄の内容については、京都府が指定する様式でデータを作成すること。

(9) 調査の結果報告に関する業務

ア 中間報告

- ・ (8)の集計・分析を行ったデータを中間報告として提出すること。
- ・ (8)のア・イにより集計した内容に係るデータのうち、京都府が別途指定する項目について、補正された数値により提出すること。
- ・ 期限は、令和7年7月4日（金）とする。

イ 最終報告及び成果品

- ・ 報告書には、中間報告のデータはもとより、(4)により得られた内容に係るデータ、回答票、本調査の実施概要、その他京都府が指定する内容を記載すること。
- ・ 成果品は印刷物（A4冊子、ファイル綴）及びCD-ROM等電子媒体によることとし、提出部数は印刷物（A4冊子、ファイル綴）5部、CD-ROM等電子媒体1部とする。
- ・ 履行期限は、令和7年7月18日（金）とする。

(10) その他

各種諸表（調査票、封筒（往復）、インターネット回答用説明文書、お礼状兼督促状）の印刷経費、インターネット回答に要する費用、調査票（往復）及びお礼状兼督促状の郵送に係る費用、各市区町村役所への交通費及び住民基本台帳の閲覧費用は、受託者の負担とし、委託費用に含むこと。